

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。